

## 新競漕規則・細則の主な改正点

(公社) 日本ボート協会

### 条 文 改 正 点

#### 規則第2条

(新規) ボート競技に関する用語の定義を別表「定義等一覧表」に示す。

#### 規則第8条第1項第2号

##### 同細則

(変更) 競漕レーンの幅の標準を13.5mから12.5mとする。

(新規) 航行規則違反は罰則の対象とする。

#### 規則第10条第3項

(新規) バウポールを取り付けていない艇、又は、ヒールロープを固定していない艇で出漕したクルーは失格とする。

#### 規則第11条第3項

(新規) 艇計量の結果、違反クルーはそのレースの最下位とする。また、記録はBUW (Boat Under Weight) とする。

#### 規則第20条

(新規) 警告・罰則等について体系的に整理する。「指導」は軽微なルール違反の場合に与えるもの。警告は、「注意」(これまでのレース中の主審からの警告)、「イエローカード」(これまでの処分につながる警告)、「レッドカード」(これまでの警告2回による除外。処分はこれまでの失格に相当)の3段階に規定し、イエローカード・レッドカードを提示する。

(新規) 艇計量の結果、違反クルーはそのレースの最下位とする。また、記録はBUW (Boat Under Weight) とする。

#### 規則第25条第1項

#### 同条第1項細則第1項

(変更) 舵手の性別は問わないものとする。男女の規定体重はこれまで通りとするが、デッドウェイトの上限を15Kgに引き上げる。

(変更) 舵手の計量時の服装は、ユニフォームとし、一部装着が認められたパーソナルアイテムを含め、帽子、アンダーシャツ、アンダーレギンス、靴下等を除く(定義等一覧表「ユニフォーム」参照)。

(新規) 従来のように男子種目には男子舵手、女子種目には女子舵手とする場合は、大会要項で定める。

#### 規則第26条第1項

(変更) 漕手の計量時の服装は、舵手の規定と同じ。

#### 規則第29条第4項

(新規) 棄権したクルーは、以後のラウンド(同一種目における予選、敗者復活、準々決勝、準決勝及び決勝等の各競漕ステージのこと)に進めない。ただし、決勝レースもしくは順位決定レースの棄権は、当該レースの最下位とする。

#### 規則第30条細則第1項

(新規) 柄が相違しているものや色褪せにより外見が異なるものは、統一されたユニフォームとは認められない。

#### 規則第35条

##### 同細則

(新規) スタートエリア、スタートライン、フィニッシュラインでのクルーの動きを規制する。

(変更) レースの100メートル手前からレース艇が通過するまでの停止は、規則では規定せず、大会要

項もしくは代表者会議により決められる。

規則第36条第2項

(新規) 競漕委員会もしくは審判長の判断で、試合中に使用するレーンを変えることができる。

規則第39条第1項

(新規) スタートの分読みは、英語以外認められていなかったが、代表者会議等で告知すれば日本語で行うことができる。

規則第40条第2項

同条第4項第2号

(変更) フォルススタートを認めたときは、発艇・主審の他に線審も、直接、当該レースを中止させることができる。

(新規) フォルススタートを引き起こしたクルーとその艇・クルーの動きに誘発されたクルーを区別し、前者にはイエローカードを与え、後者は処分しない。

規則第41条

(新規) 適切なスタートではないときの責任がクルーにない場合、「正常でないスタート」と認定し、スタートをやり直す。

規則第42条

(新規) スタートでイエローカードもしくはレッドカードを受けたクルーは、その場で主審又は発艇員に直接異議を申し立てることができる。

規則第45条細則

(新規) レース中、主審艇が遅延クルーを追い越す場合がある。

規則第47条第1項第1号

同条第2項

(新規) レースにおいて不問とされても、責任のあるクルーにはイエローカードが与えられることがある。

(新規) 再レースの対象は着順に影響があったクルーのみとする。

規則第50条

(変更) レースに参加したクルーは、レース中に受けた損傷、レース中の不可抗力による不利益や影響、または艇の故障を理由にレースの延期または無効を主張することはできない。

規則第54条第1項

(変更) スタートした各クルーは、その艇首がフィニッシュラインに到達したとき、そのレースを漕了したものとする（これまでは決勝線を「通過」したとき）。

規則第57条第4項

同細則

(変更) 全種目において、漕手が落水したとき、自力で乗艇し、フィニッシュラインに到達した場合には着順を認める。

(新規) 漕手が落水した場合、安全及び健康面並びにレース運営上の支障等を考慮し、漕手の意思・意向に関わらず主審は救助を優先させることがある。

規則第59条第1項

同項第1～3号

(変更) レース未漕了のクルーはレッドカード（除外）となるが、決勝、順位決定戦では最下位の順位となる。

(変更) 着順表の記録は、棄権・放棄・発艇定刻遅れのクルーは「DNS」、発艇号令で発艇しなかったクルーは「DNS」、レースを自ら途中中止、又はフィニッシュライン未到着のクルーは「DNF」とする。

規則第61条

(変更) レース中、伴走、又はクルーに助言等を与えた場合、クルー関係者及び当該クルーにイエローカードその他の相応のペナルティーを科すことができる。

規則第74条第1項

(変更) レースに関するクルーから審判に対する異議申立は、当該審判（第一段階）、不服審査委員会（第二段階）、裁定委員会（第三段階）の順とする。